

日曹天塩炭鉱の朝鮮人戦時労働者の賃金表について

歴史研究プロジェクト

長谷 亮介

戦時期に日本で労働した朝鮮人が民族差別を受けていたとする朝鮮人戦時労働者問題は現在の日韓で問題となっている。日本の学界は「奴隷労働」について様々な定義を挙げた。朝鮮人は低賃金で不当に働かされていたこと、給料を貰っても大部分を強制的な貯金に回されて手元には金銭が残らなかったこと、任意貯金と言われていたのに無理やり貯金させられたこと、日本人とあらゆる待遇面で差別されたこと、などがある。

しかし、北海道博物館で発見した日曹天塩炭鉱で1944年5月から1945年6月まで働いていた朝鮮人労働者（採炭夫）の賃金表によって、上記の事柄が事実ではないことが明らかになった。日曹天塩炭鉱の賃金表では朝鮮人の個別の賃金額が記載されており、朝鮮人の強制貯金の金額は受け取った給料の1～2割の金額で、稼ぎが悪かった者には貯金の免除が与えられていたことが明らかになった。給料のほとんどを会社に取りられていたのではなかった。他にも、任意貯金は本当に任意で誰も貯金しなかった月も多く確認でき、全ての朝鮮人労働者は正当な金額を貰えており、従来の「奴隷労働」が間違った学説であることを示している。

以上